

役員会（2019—第14回）議事要旨

日 時：2019年11月21日（木） 16：18～18：02

場 所：学長室

出席者：鵜飼学長、木下理事、内匠理事、齊藤理事

陪席者：雑賀監事、二村監事、磯部事務局次長※、高木事務局次長、早坂事務局次長※

※議題3の陪席なし

議 長：鵜飼学長

議 題

1. 2019年度補正予算について（審議）

このことについて、財務課長から資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

2. 人事院勧告への対応について（審議）

このことについて、高木事務局次長から資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

3. 職員の処分について（審議）

本議題の審議に先立ち、名古屋工業大学職員懲戒規程第4条の「特別の利害関係を有すると認めた役員」について協議し、規程第7条第1項にあるとおり、調査委員会は公平性及び中立性を維持して審理を行ったことから、調査委員会委員長の木下理事も議決に加わり、役員会構成員4名全員が議決権を行使することとした。

次に、処分の量定について意見交換を行い、次回役員会（11月27日開催予定）にて、引き続き審議することとした。

※資料は人事課で保管

4. その他

（1）国立大学法人名古屋工業大学役員災害補償規程の制定について

このことについて、財務課長から資料に基づき説明があった。引き続き、本規程と学長以外の1名（事務局長）の署名を国立大学協会に提出することで今後は役員個々の署名は必要なくなる旨説明があり、了承された。